

公益財団法人 マニー松谷医療奨学財団
栃木県内大学・専門学校等募集 大学・専門学校等奨学金
(看護師/歯科衛生士志望) (5号奨学金)
2026 年度奨学生募集要項 (2026 年 4 月進級者用)

1. 趣旨

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団(以下、「本財団」という。)は、医療にはそれを支える人材が重要であること及びマニー株式会社が栃木県で創業したことにかんがみ、栃木県内の大学、専門学校等に在籍する医療を志す学生に対し奨学援助を行い、医療に貢献する有用な人材を育成し、もって世界の医療の発展と充実に寄与することを目的とします。(この要項で「大学校及び又は専門学校」を「専門学校等」と呼びます。)

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由です。
- (3) この奨学金は、本財団以外の奨学金と重複して受給することをさまたげません。※当財団の奨学金を複数種類同時に受給することはできません。

3. 奨学生の応募資格

以下の各項目を全部満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内の大学又は専門学校等に在籍する者で、学業、性行とも良好で、かつ勉学に意欲があること
- (2) 出願する年度に下記①又は②に在籍し、次年度に最終学年次に進級し、看護師又は歯科衛生士を志望すること
 - ①大学の看護師国家資格試験の受験資格が得られる課程(5号奨学金-1)
 - ②専門学校等の看護師又は歯科衛生士国家資格試験の受験資格が得られる課程(5号奨学金-2)
- (3) 当該奨学金を要望し、在籍する大学の長又は学校の長等の推薦を受けることができること
- (4) 看護師又は歯科衛生士国家試験に合格が見込まれること
- (5) 出願時に当財団の他号奨学金を受給していないこと

4. 採用人数

- (1) 5号奨学金-1 25名予定
- (2) 5号奨学金-2 25名予定

5. 奨学金給付の額と期間及び方法

- (1) 給付の金額 月額3万円/名
- (2) 給付の期間 1年間

ただし、奨学金の休止又は廃止に該当する場合、期間の途中であっても奨学金の給付が休止又は廃止され

ることがあります。

(3) 給付の方法

奨学金は、3 か月（四半期）毎の初月の下旬に給付するものとします。（本人名義の金融機関の預金口座に入金します。第 1 回目は、手続きの関係などで遅れることがあります。）

1 回目	4 月～6 月(第 1 四半期)分	4 月又は 5 月下旬
2 回目	7 月～9 月(第 2 四半期)分	7 月下旬
3 回目	10 月～12 月(第 3 四半期)分	10 月下旬
4 回目	1 月～3 月(第 4 四半期)分	1 月下旬

6. 手続

(1) 必要書類

ア 願書（財団指定様式を用い応募者本人が記載）

イ 学長又は校長等の推薦書（財団指定様式）

ウ 成績証明書(5 号奨学金-1 に限り GPA の記載があるもの) ※成績証明書と GPA 記載は別紙可

エ 課題（応募者本人が記載、手書き不可）

A：自己紹介（財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、当該奨学金を要望する理由も含めて 600 字以内で記載してください。）

B：10 年後の自分（財団指定様式を用い A4 判 1 枚に、どのように社会に貢献できる人間になりたいかも含めて 800 字以内で記載してください。）

(2) 提出方法

必要書類 ア～エは各大学又は専門学校等でとりまとめて本財団事務局宛（下記「提出先」）に郵送で提出してください。また、必要書類 ア、イ、エは本財団ホームページの「各種応募用紙ダウンロード」からファイルをダウンロードした物を使用してください。

※各大学又は専門学校等からの最大応募人数は、大学は学年定員の 12%（小数点以下は切り上げ）、専門学校等は学年定員の 5%（小数点以下は切り上げ）としてください。

※応募上限数を超えて応募があった場合は当財団から大学又は専門学校等に電話連絡しますので、大学又は専門学校等で応募者を上限数以内にしてください。応募者以外の応募書類は返却致します。

(3) 提出期限

2025 年 10 月 31 日（財団必着）

(4) 提出先（郵送先）

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り 2 丁目 4 番 6 号 株式会社ホテルニューイタヤ内
公益財団法人マニー松谷医療奨学財団事務局 5 号奨学金受付 宛て

7. 奨学生の選考、採用

(1) 応募者の内定又は補欠の選考は、本財団の選考委員会を経て代表理事が行い、その結果を 2026 年 3 月 13 日までに推薦元及び本人に郵便で発送し、通知します。

(2) 下記①②の場合で、第 1 回目の奨学金振込が完了できた場合に、代表理事は奨学生採用を決定します。なお、補欠者が内定者に繰上った場合は速やかに本人に通知し、補欠者が奨学生になった場合は推

薦元に通知します。

①内定した者（内定者）が進級し財団必要書類を不備なく提出した場合

②補欠となった者（補欠者）が進級し、欠員が生じたことによって内定者に繰上り、財団必要書類を不備なく提出した場合

（３）選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 異動の届出、奨学金の休止、廃止、返還

（１）異動の届出：下記ア～サのいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出てください。

ア 留学するとき イ 休学、復学、転学、転部又は退学するとき

ウ 停学、その他の処分を受けたとき エ 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき

オ 提出書類に変更が生じたとき（メールアドレス、住所、金融機関口座等々）

カ 長期に欠席するとき（本奨学金の目的と異なる留学を含む）

キ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ク 学業、性行が不良となったとき ケ 奨学金を必要としなくなったとき

コ 奨学生としての資格を失ったとき サ 採用時の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき

（２）奨学金の休止：奨学生が次に該当する場合、奨学金の給付を休止することがあります。

ア 休学、あるいは長期に欠席するとき（本奨学金の目的と異なると認められる留学を含む）

（３）奨学金の廃止：奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨学金の給付を廃止することがあります。

ア 退学したとき イ 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

ウ 学業、性行が不良となったとき エ 奨学金を必要としなくなったとき

オ 奨学生としての資格を失ったとき

カ 採用時の奨学金号数の国家試験受験資格を得られる課程から外れたとき

キ 異動の届出に定める届出に特段の理由なく違反したとき

ク 奨学生の責務に定める書類の提出に特段の理由なく違反したとき

ケ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

（４）奨学金の返還

①前記（１）異動の届出を故意に怠った場合、又は「9. 奨学生の責務」に定める書類の提出を故意に怠った場合は、奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

②前記（３）奨学金の廃止となった場合は、給付した奨学金の内の該当月の翌月からの分の返還を求めます。

9. 奨学生の責務

（１）奨学生は、学業に励み充実した学生生活を送るとともに、本財団が奨学生交流会等を開催する場合には、積極的に参加してください。

（２）卒業証明書又はそれに準ずるもの（卒業証書等の写しでもよい）（卒業時又は卒業後に取得し提出）

（３）その他提出の必要ありと財団が判断し通知した書類

上記（２）（３）の提出が義務付けられています。

以上